

公益財団法人山梨県スポーツ協会後援等取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、各種団体等が主催する事業に対する公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下、「本協会」という。）の後援、共催（以下「後援等」という。）の承認に 関し、必要な事項を定めるものとする。

（後援等の区分）

第2条 本協会の後援等の使用の承認にあたっては、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める内容によるものとする。

（1）後援

各種団体等が主催する事業で、本協会として経費または人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援する場合とする。

（2）共催

本協会が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費または人的負担を伴い、責任を分担するものとし、本協会の理事会で承認された場合とする。

ただし、急施を要する場合は、専務理事が決裁し、理事会へ事後報告する。
なお、共催については、賞状、賞品等を授与することができる。

（使用できる名義）

第3条 使用できる名義については、「公益財団法人 山梨県スポーツ協会」とする。

（審査基準）

第4条 後援等の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

（1）本協会加盟団体

（2）営利目的を有しないアマチュア団体及び社会的貢献度の高い団体

（3）前各号に掲げるもののほか、会長が特に認める団体

2 後援等の対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（1）スポーツ活動の振興に寄与し、スポーツの推進のうえで特に必要と認めるもの。

（2）私的な利益を目的としないもの。

（3）公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの。

（申請手続き）

第5条 後援等の使用承認を受けようとする者は、後援申請書（様式－1）に次に掲げる書類を添付し、本協会に事業実施日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

ただし、「公益財団法人山梨県体育協会」後援名入りの事業実施要項等を作成する場合には、その1ヶ月前とする。

- (1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類
- (2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（開催要領・企画書など）
- (3) 収支予算書（入場料等を徴収する場合）
- (4) 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類

（承認手続き）

第6条 本協会は、前条の申請書を受理したときは、申請者に対し速やかに文書（様式-2）で通知するものとする。

2 後援等の使用を承認する際には、次の条件を付するものとし、違反した場合は承認を取り消すとともに、以後申請があった場合にも承認はしないものとする。

(1) 承認時の事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

(2) 事業終了後は、1ヶ月以内にその結果について報告書（様式-3）を提出すること。

(3) 事故防止、救護体制等については、十分に配慮すること。

(4) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。

(5) 当該事業を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。

(6) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けないこと。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、従前の共催後援協賛内規は廃止とする。

附 則

この要綱は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

平成31年4月1日 一部改正（名称変更）